(設置)

- 第1条 宝塚市制70周年記念事業基本方針に基づき、宝塚市制70周年記念事業 (以下「記念事業」という。)を着実に実施するため、宝塚市都市経営会議設置 規程(平成15年訓令第26号)第6条第2項の規定に基づき、宝塚市制70周 年記念事業企画委員会(以下「企画委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 企画委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 記念事業に係る実施案の企画及び調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第3条 企画委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 企画委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は企画経営部長の職にある者を、副委員長は政策室長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、企画委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け、又は委員長に事故のあるときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 企画委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、企画委員会の会議の議長となる。

(意見又は説明の聴取)

- 第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。
 - (庶務)
- 第7条 企画委員会の庶務は、企画政策課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年(2023年)5月9日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年(2024年)3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

別表(第3条関係)

故	「局・職名	備考						
	企画経営部長	委員長						
	政策室長	副委員長						
	きずなづくり室長							
	行政管理室長							
	建設室長							
市長部局	建築住宅室長							
	安心ネットワーク推進室長							
	子ども家庭室長							
	環境室長							
	産業振興室長							
	宝のまち創造室長							
消防本部	消防保安室長							
議会事務局	議会事務局次長							
	管理室長							
教育委員会	学校教育室長							
	生涯学習室長							
上下水道局	経営管理部長							
市立病院経営統括部	経営統括部次長							

宝塚市制70周年記念事業スケジュール(予定)

	業務 4月				5月			6月			7月			8月		9月			10月			11月			12月				1月	1月 2月			3		3月	3月	
	未伤	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬 下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
1	基本方針	実施方針 (コンセプト 検討	() 部内 協議	市 長・副市 長明	都市 経営 会議	基本 方針 決定																															
2	企画委員会					企画員 室委員 室 長 設 置	全体説明		検) (事 検)) (事 検))			検討 ② (事 業選 定)	【都市経 営会議】 企画案の 決定				算要求関係																				
3	70周年記念事業					再册 (基	本方 皆ま			予定事 来 再照会 (ブラッ シュアッ プ)		1			新規 拡充 書提 出	実施計	画担当者によ	にるヒアリン ?	プ、査定				予算要求											事業によっ	っては準備行	ī A	
4	ワーキンググルー ブ					ワーキンググループ	ワーキンググループ	企画のを			ワーキンググループ			ワーキンググル ブー							ワーキンググループ						ワーキンググループ										
						設 置	全体会				全体会				全体会							全体会						全体会									
5	きずなづくり推進事 業補助金 ・プレイベントの実 施				申請受				ブレゼン審査			交付決定		補助金交付		プレイベ	ントの実施、	実績報告		[I		I	I												>	